

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西之表市	川氏・近政地区 (川氏集落・近政集落)	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	86.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	3.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17.7 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>川氏・近政地区は、ほ場整備されてはいないものの、比較的農地が集団化しており、さとうきびや園芸を基軸とした作物が展開されている。一方で、農家の高齢化が進んでおり、また農地の引き受け意向もなく、農地の遊休地が進むおそれがある。今後は、中心経営体に集約を図り、また、入作を希望する認定新規就農者の受入れや法人等、拡大意向のある農地の受け手の確保が必要である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>川氏集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体と認定農業者法人の5経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>近政集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体と基本構想水準到達者の2経営体及び認定農業者法人の3経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引き受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ、パレイショ、水稻	5.7ha	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ、パレイショ、水稻	5.7ha	近政
認農	B	澱粉用甘しょ、焼酎用甘しょ、青果用甘しょ、さとうきび、ブロッコリー、水稻	4.8ha	澱粉用甘しょ、焼酎用甘しょ、青果用甘しょ、さとうきび、ブロッコリー、水稻	4.8ha	近政
認農	C	肥育牛、生産牛、澱粉用甘しょ、焼酎用甘しょ、青果用甘しょ、さとうきび、水稻	3.0ha	肥育牛、生産牛、澱粉用甘しょ、焼酎用甘しょ、青果用甘しょ、さとうきび、水稻	3.0ha	川氏・近政
認農	D	青果用甘しょ、パレイショ、玉ねぎ、さとうきび	2.4ha	青果用甘しょ、パレイショ、玉ねぎ、さとうきび	2.4ha	川氏
認農	E	落花生、レタス	2.3ha	落花生、レタス	2.3ha	近政
認農	F	飼料作物、水稻	1.6ha	飼料作物、水稻	1.6ha	川氏・近政
認農	G	青果用甘しょ、パレイショ	0.8ha	青果用甘しょ、パレイショ	0.8ha	近政
認農	H	パレイショ、さとうきび、飼料作物、水稻	0.7ha	パレイショ、さとうきび、飼料作物、水稻	0.7ha	川氏
到達	I	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ、スプレー菊、水稻	2.7ha	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ、スプレー菊、水稻	2.7ha	近政
到達	J	パレイショ、澱粉用甘しょ、たばこ、水稻	1.4ha	パレイショ、澱粉用甘しょ、たばこ、水稻	1.4ha	近政
認農法	K	青果用甘しょ、加工用甘しょ、玉ねぎ、パレイショ、水稻	3.6ha	青果用甘しょ、加工用甘しょ、玉ねぎ、パレイショ、水稻	3.6ha	川氏・近政
認農法	L	青果用甘しょ	2.1ha	青果用甘しょ	2.1ha	川氏
認農法	M	さとうきび	2.1ha	さとうきび	2.1ha	川氏・近政
認農法	N	飼料作物	0.7ha	飼料作物	0.7ha	川氏・近政
認農法	O	さとうきび	0.5ha	さとうきび	0.5ha	川氏
計	15経営体		34.4ha		34.4ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実である市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引き受け意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するため必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

<p>▽農地の貸付けの意向</p> <p>貸付けの意向が確認された農地は、79筆112,291㎡となっている。</p>
<p>▽農地中間管理機構の活用方針</p> <p>基本的には、法人や拡大志向農家等の中心的経営体への集約化を目指し、農地所有者等は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>▽鳥獣被害防止対策への取り組み方針</p> <p>引き続き共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、市の鳥獣対策会議と協力して捕獲の充実に取り組んでいく。</p>

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	現和2064-3 他78件	112,291㎡		
計	79件	112,291㎡	0㎡	0㎡

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。